

令和3年9月2日

令和3年度共同利用採択者
及び所内連絡担当者 各位

共同利用掛

緊急事態宣言発令中の入構について

標記のことにつきまして、現在、緊急事態宣言発令中にやむを得ず入構を希望する場合は、所内連絡者及び装置担当者にご相談のうえ、所内連絡者より、不要不急でない理由をメールでご連絡いただいております。

今後は、この連絡以外に、以下による連絡でも可能としますので、やむを得ず入構を希望する場合は、どちらかによりご連絡願います。

(電子申請システムを用いた連絡)

【出張・実験実施計画書】の「実施内容、その他連絡事項等」欄へ、実施内容に加え、不要不急でない理由も記入のうえ、申請する。

また、申請時に緊急事態宣言が発令されていなくても、その出張が不要不急でない場合は、その理由をご記入ください。

<記入例>緊急事態宣言が発令された場合でも、本出張は、〇〇で〇〇のため
不要不急ではありません。

なお、本対応は、事前に所内連絡者等に来所について相談したうえで、所属機関の出張許可を得ていることが前提となりますので、その点ご注意ください。

【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所
事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp